

令和2年度「学校図書館図書支援1000冊プラン」実施要項

群馬県立図書館

1 趣旨

本事業は、条例による図書館未設置地域内の小学校図書館における読書活動を支援するため、指定する地域の教育委員会に対し、児童用図書を最大1000冊を1年間貸し出す。

2 貸出指定地域、貸出冊数及び指定期間について

(1) 貸出を指定する地域は、教育委員会と学校が連携・協力をし、子どもの読書活動の推進に対して意欲的に取り組もうとする地域とする。

(2) 貸出を指定する地域は、原則として町村を1単位とする。

【注】「朝の読書推進図書セット」を利用する学校が

同時に「学校図書館図書支援1000冊プラン」を利用することはできない。

(3) 貸出冊数は40冊単位で最大1000冊までとし、貸出指定期間は1年間とする。

3 申込及び貸出の可否の決定について

(1) 貸出を希望する町村教育委員会は、次の書類を県立図書館HP（下記アドレス）からダウンロード・記入の上、下記申込先までメールまたはFAXにて申し込む。

・「申込書」（別紙様式1）

※学校図書館図書支援1000冊プランはこちらへ ↓

URL: https://www.library.pref.gunma.jp/?page_id=607

(2) 申込期間は、**令和元年11月26日（火）から12月12日（木）まで**とする。

(3) 「申込書」を審査の上、貸出可否を決定し、令和2年1月16日（木）までに通知する。
申込冊数が貸出予定冊数（5000冊）を超えた時は、貸出冊数を調整する場合がある。

4 図書の貸出・返却方法及び利用について

(1) 貸出・返却時の図書の運搬は、群馬県立図書館が行う。

(2) 貸出指定地域内における図書の交換は、各教育委員会の計画をもとに行ってよい。

5 借受手続について

指定地域の教育委員会は図書が配布された後、次の書類を申込書同様に県立図書館HPからダウンロードし、記入・押印の上、提出する。

(1) 「**図書借受書**」（別紙様式2）

(2) 「**指定地域詳細報告書**」（別紙様式3）

6 貸出図書の亡失・汚破損等について

貸出資料が亡失、または汚破損等により、以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校貸出用図書館資料賠償要項」を適用する。同要項の規定により、亡失・汚破損等の原因が児童による場合は、賠償を免除することができる。

【申込・問合せ先】 群馬県立図書館 地域協力係
〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-9-1
TEL:027-231-3336 FAX:027-235-4196 Email:shoda-aya@pref.gunma.lg.jp